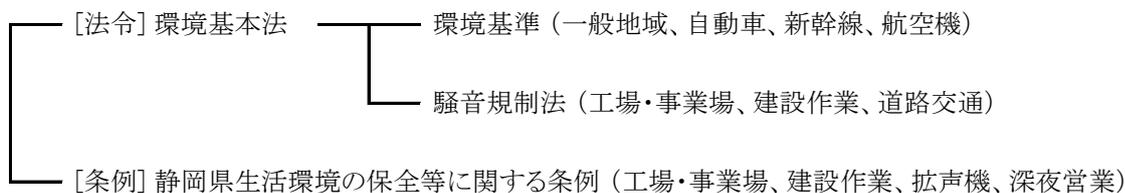


# VI 騒音・振動・悪臭の現況

## 1 騒音の状況



環境基準	騒音規制法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められる行政上の政策目標</li> <li>・受音側の基準</li> <li>・義務は課せられていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の生活環境を保全し、健康の保護に資することが目的であり、環境基準を達成するための諸施策のひとつ</li> <li>・発生源側に対する基準</li> <li>・改善勧告・命令や罰則規定あり</li> </ul>

### (1) 自動車騒音に係る常時監視

本事務は、自動車騒音対策に資することを目的として、自動車騒音に係る環境基準の達成状況を評価するもので、「面的評価」の方法により把握するものとされている。面的評価とは、道路端から50m以内にあるすべての住居等のうち、環境基準の基準値を超過する戸数とその割合を把握する方法である。また、評価対象となる道路は原則として2車線以上の車線を有する道路（市町村道は4車線以上の区間）である。

自動車騒音常時監視の結果(令和5年度)

路線名	評価対象住居数 戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
		戸数 割合	戸数 割合	戸数 割合	戸数 割合
高速自動車国道	56	55	1	0	0
		98.2%	1.8%	0.0%	0.0%
一般国道	4,819	4,054	660	0	105
		84.1%	13.7%	0.0%	2.2%
都道府県道	15,118	14,781	140	7	190
		97.8%	0.9%	0.05%	1.3%
全区間	19,993	18,890	801	7	295
		94.5%	4.0%	0.04%	1.5%

## (2) 騒音の届出状況

騒音規制法に基づく特定施設の設置状況

(R6. 3. 31現在)

施設名	1 金属加工機械	2 空気圧縮機等	3 土石用破砕機等	4 織機	5 建設用資材機械	6 穀物用製粉機	7 木材加工機械	8 抄紙機	9 印刷機械	10 合成樹脂用射出成形機	11 鋳造型機	合計
工場数	260	383	12	2	8	3	117	6	96	38	3	928
施設数	1,106	1,353	43	2	15	45	312	9	312	183	7	3,387

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況

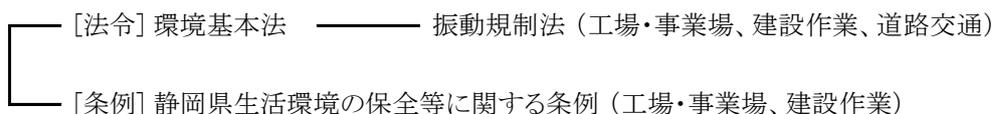
(R6. 3. 31現在)

施設名	1 金属加工機械	2 空気圧縮機等	3 土石用破砕機等	4 繊維機械	5 建設用資材機械	6 穀物用製粉機	7 木材加工機械	8 製紙機械及び紙加工機械	9 印刷機械	10 合成樹脂用射出成形機	11 鋳造型機	12 クリーニングタワー	13 集じん施設	14 冷凍機（エアコンを含む）	合計
工場数	525	239	1	8	2	1	181	3	6	8	1	108	59	1,010	2,152
施設数	3,817	1,017	1	905	2	1	502	19	24	40	2	234	232	4,034	10,830

特定建設作業の届出件数（令和5年度）

作業の種類	騒音規制法	静岡県条例	計
1 くい打、くい抜機を使用する作業	5	0	5
2 びょう打機を使用する作業	0	0	0
3 さく岩機を使用する作業	61	0	61
4 空気圧縮機を使用する作業	2	0	2
5 コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業	0	0	0
6 バックホウを使用する作業	6	0	6
7 トラクターショベルを使用する作業	1	0	1
8 ブルドーザーを使用する作業	1	0	1
計	76	0	76

## 2 振動の状況



※振動に対する環境基準はない。

振動規制法に基づく特定施設の設置状況

(R6. 3. 31現在)

施設名	1 金属加工機械	2 圧縮機	3 土石用破砕機等	4 織機	5 コンクリートブロックマシン等	6 木材加工機械	7 印刷機械	8 ゴム練用、合成樹脂用ロー	9 合成樹脂用射出成形機	10 鋳造型機	合計
工場数	210	208	10	3	2	7	45	2	26	5	518
施設数	1,106	617	32	4	5	8	160	13	136	13	2,094

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況

(R6. 3. 31現在)

施設名	1 金属加工機械	2 圧縮機	3 土石用破砕機等	4 織機	5 コンクリートブロックマシン等	6 木材加工機械	7 印刷機械	8 ゴム練用、合成樹脂用ロー	9 合成樹脂用射出成形機	10 鋳造型機	合計
工場数	8	112	1	0	0	0	1	1	6	1	130
施設数	123	732	1	0	0	0	3	3	31	3	896

特定建設作業の届出件数（令和5年度）

作業の種類	振動規制法	静岡県条例	計
1 くい打、くい抜機を使用する作業	5	0	5
2 剛球を使用して破壊する作業	0	0	0
3 舗装版破砕機を使用する作業	1	0	1
4 ブレーカーを使用する作業	52	0	52
計	58	0	58

### 3 悪臭の状況

[法令] 環境基本法 ———— 悪臭防止法（特定悪臭物質または臭気指数による規制）

[条例] 静岡県生活環境の保全等に関する条例（工場・事業場）

※悪臭に対する環境基準はない。また、本市では臭気指数による規制を導入している。

#### 悪臭の基準

基準値	規制地域(都市計画法上の用途地域)	
12	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
15	第2種区域	近隣商業、商業地域、準工業地域
18	第3種区域	工業地域、工業専用地域、市街化調整区域、戸田・井田地区
21	第4種区域	標高50mを超える市街化調整区域、別途定める区域 ※当分の間適用

#### 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況

(R6. 3. 31現在)

施設の種類の	事業所数
1 セロファン製の製膜施設	0
2 アスファルト含滲紙又はコールタール含滲紙の製造の用に供する連続式含滲施設	1
3 パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設	1
4 調味料の製造又は穀物の加工の用に供する加熱型の乾燥施設	1
5 合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設	0
6 有機顔料の製造の用に供する反応施設	0
7 木材チップの堆積場であって、面積が1,000㎡以上のもの	0
8 動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設	
(1) 蒸煮施設	1
(2) 湯煮施設	0
(3) 真空濃縮施設	0
(4) 乾燥施設	1
9 鶏舎であって面積が400㎡以上のもの及び豚舎であって面積が150㎡以上のもの	鶏舎 0 豚舎 1
10 サイズの製造の用に供する反応施設	0
計(延数)	6
計(実数:重複を除いた数)	4